

令和4年度

香南市健全化判断比率及び  
資金不足比率意見書

香南市監査委員



05 香南監査委発第 14 号

令和 5 年 8 月 2 8 日

香南市長 濱田 豪太 様

香南市監査委員 有岡 正博

同 安岡 敬子

同 片山 透

令和 4 年度香南市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年 7 月 21 日付け 05 香南企発第 113 号及び第 115 号で審査に付された令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

## 目 次

### 令和4年度香南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

	頁
第1 審査の概要 .....	1
1 審査の対象 .....	1
2 審査の期間 .....	1
3 審査の方法 .....	1
第2 審査の結果 .....	1
1 健全化判断比率の状況 .....	1
(1) 実質赤字比率 .....	1
(2) 連結実質赤字比率 .....	2
(3) 実質公債費比率 .....	2
(4) 将来負担比率 .....	2
2 資金不足比率の状況 .....	3
3 意見 .....	3
(参考) 健全化判断比率等の対象となる会計の範囲 .....	4

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

- (1) 令和4年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和5年8月9日から22日まで

### 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令等に準拠して算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査をした。

## 第2 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、いずれも適正に算定されているものと認められた。

審査結果の詳細は、次のとおりである。

### 1 健全化判断比率の状況

当年度の健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

#### (1) 実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合である。

当年度は、実質赤字額は生じておらず、算定結果は負の値となるため比率は表されていない。

## (2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む香南市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する割合である。

当年度は、実質赤字額又は資金不足額は生じておらず、算定結果は負の値となるため比率は表されていない。

## (3) 実質公債費比率

普通会計が負担する公営事業会計や一部事務組合等の地方債償還に充てる繰出金・負担金を含めた実質的な地方債償還金の標準財政規模に対する割合の3年間の平均である。

当年度の比率は4.7%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、地方債の発行に際し許可が必要な18.0%も下回っている。

## (4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合である。

当年度の比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っており、算定結果は負の値となるため比率は表されていない。

第1表 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	13.18	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	18.18	30.00
(3) 実質公債費比率	4.7	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	—	350.0	

## 2 資金不足比率の状況

当年度の資金不足比率の状況は、第2表のとおりである。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合で、当年度は、いずれの公営企業会計についても資金不足額は生じておらず、比率は表されていない。

第2表 資金不足比率の状況 (単位：%)

公営企業会計区分		令和4年度	経営健全化基準
法適用事業	水道事業会計	—	20.0
	公共下水道事業会計	—	
	農業集落排水事業会計	—	

## 3 意見

市長から審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員の説明を求め慎重に審査を行った結果、令和4年度の各比率は、いずれも早期健全化基準や経営健全化基準を下回っている。

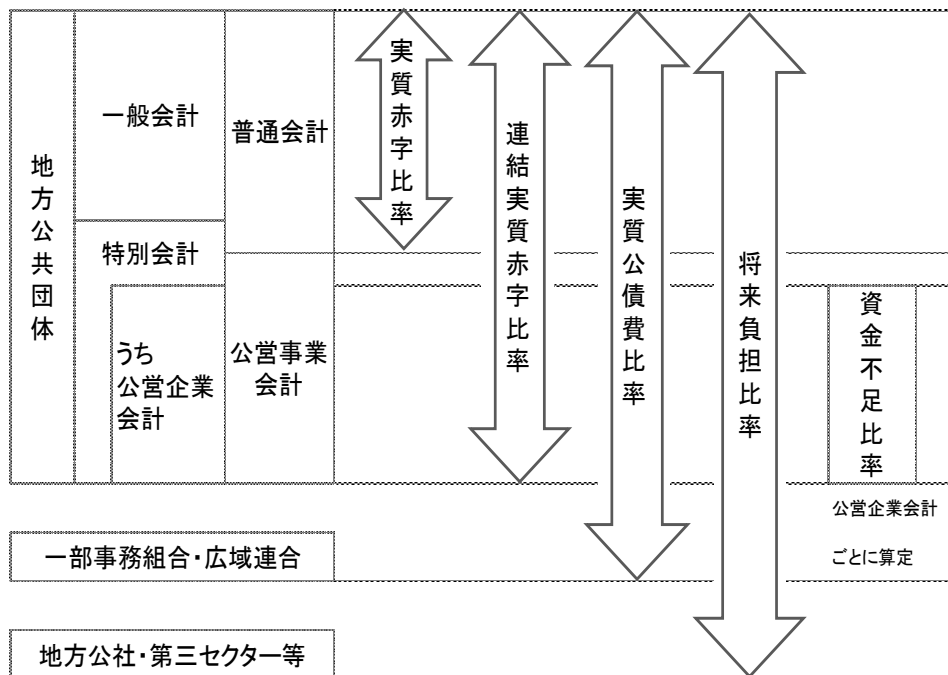
実質公債費比率は、前年度を0.1ポイント上回る4.7%となったが、地方債の発行に許可が必要な18.0%を大幅に下回っている。

将来負担比率は、地方債現在高等の将来負担額より、充当可能基金などの充当可能財源等が上回っていることから、算定結果は負の値となっているため比率は表されておらず、平成24年度からマイナス値を継続している。

今後も、市債及び企業債の発行に当たっては、世代間における受益と負担のアンバランスが生じないよう留意するとともに、歳入においては、自主財源の確保を図り、歳出においては、事業の見直しを適時・適切に行って効果的・効率的な執行に努め、プライマリーバランスを考慮した財政の健全性の維持・改善や適正な管理に計画性をもって取り組まれない。

(参考)

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲



普通会計とは、地方公共団体共通の基準による統計上の会計である。

地方公共団体の財政の規模は、設置されている特別会計や一般会計の範囲が異なり、単純な合算比較ができないため、公営事業会計を除く会計が普通会計とされている。